

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(107)」

2. 日時：平成29年6月13日（火）13時30分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁18階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：内藤安全管理調査官、御田安全管理調査官、竹内安全審査官、田上安全審査官、野田安全審査官、谷安全審査官、佐口安全審査官、竹野技術参与

東京電力ホールディングス：土木調査担当部長 他7名

5. 要旨

①東京電力ホールディングスから、平成25年9月27日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の設置変更許可申請のうち、敷地周辺海域の地質・地質構造、敷地近傍の地質・地質構造、敷地の地質・地質構造、基礎地盤及び周辺斜面の安定性、基準地震動の策定、火山影響評価、並びに津波評価に関して説明があった。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

〔敷地近傍の地質・地質構造〕

・中子軽石層と飯縄上樽cテフラのカミングトン閃石を用いた対比については、ボーリング調査で確認されたカミングトン閃石の分析結果に対する評価を解りやすく説明したうえで、中子軽石層と敷地内に分布する大湊砂層の関係と堆積年代の考え方をより詳細な記載にすること。

〔基準地震動の策定〕

- ・地震動評価を1号炉及び5号炉で代表させる説明については、鉛直アレイ位置を代表位置にしていることを正確に記載すること。
- ・基準地震動の年超過確率の参照については、参照の対象とした基準地震動について記載を適正化すること。
- ・建屋基礎下レベルでの地震動評価の考え方の説明について、どの建屋基礎であるのかを記載すること。また、評価モデルが簡易な検討を目的としていることがわかる記載とすること。

〔津波評価〕

- ・津波評価において防潮堤の有無が基準津波の選定に影響があるのかについて、これまでの検討結果に基づいて記載すること。

③東京電力ホールディングスから、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
敷地周辺海域の地質・地質構造について
敷地近傍の地質・地質構造について
敷地の地質・地質構造について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 基準地震動の策定について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における津波評価について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所における津波評価について【補足説明資料】
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 火山影響評価について
- ・ 白河火砕流堆積物群について